冠婚葬祭 セリエンス

「みなさまのこころ託され、半世紀」

http://www.seriens.com

契　約　約　款

2021年4月1日より適用

代表 久留米本部：久留米市螢川町10番地1

0120-34-5183 TEL.0942-34-5183 FAX.0942-34-6397

福　岡　支　部　福岡市南区筑紫丘1丁目23-28　TEL.092-511-0794
美しが丘支所　筑紫野市美しが丘北3丁目12-4　TEL.092-927-0122
大　川　支　所　大川市榎津325-30 ヴィラ・ベルディ南 1F4号　TEL.0944-32-8572

代表 佐賀支部：佐賀市神園1丁目2-5

0120-29-5524 TEL.0952-32-7001 FAX.0952-32-7268

田主丸支所　久留米市田主丸町田主丸520-7　TEL.0943-72-1112
三　潴　支　所　三潴郡大木町大字八町牟田263-4 フレンズマンション101　TEL.0944-75-8880

PCサイトやFacebook・携帯より随時情報を発信中　セリエンス　検索

経済産業大臣許可互 第8062号 全互連 公認

株式会社 平安閣エスピーオー互助会

株式会社 平安閣エヌピーオー互助会契約約款

ご加入を希望の方は、この約款の内容をよく読んでお申込み下さい。

（株）平安閣エヌピーオー互助会（以下「当社」という。）と互助会加入者（以下「加入者」という。）とは下記に定めるところにより、互助会契約（以下「契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

この契約は、加入者が将来行う冠婚葬祭及び第三役務に備え、所定の月掛金を前払いで支払うことにより、加入者は、冠婚葬祭及び第三役務に係る役務サービス等の提供を受ける権利を取得し、当社は、加入者の請求により、冠婚葬祭及び第三役務に係る役務サービス等を提供する義務を負うことを目的とします。

なお、この契約は、冠婚葬祭及び第三役務に係る役務サービス等の提供を目的としたものであり、銀行等の金融機関への預金と異なり、お預かりする月掛金に利息は発生しません。

第2条（目的の範囲）

目的の範囲を次のとおりとします。

1.婚礼（結婚披露を含む）のための施設の提供、衣裳の貸与その他のサービスの提供及びこれに付随する物品の給付並びにその取次ぎ。

2.葬式のための施設の提供、祭壇の貸与その他のサービスの提供及びこれに付随する物品の給付並びにその取次ぎ。

3.上記1、2の冠婚葬祭に付随する通過儀式（成人式、法事等）に係る役務サービス等の提供（第三役務）及びその取次ぎ。

第3条（加入の申込、約款の交付・再交付）

1.当社に加入されたい方は、当社の定めるところにより、申込書に必要事項を記入し、記名押印の上、一回以上の月掛金に相当する予約金を添えてお申し込みになれば加入できます。

その際、当社は、約款を説明の上、書面にてお渡しします。約款は、提供する役務サービス等の内容や取引条件が記載されたものですので、大切に保管してください。

2.第1項にかかわらず、加入の申込者又は代理若しくは媒介をする者（以下「加入者等」という。）が、以下に掲げる反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）に該当する場合は、加入できません。

（1）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）

（2）暴力団関係企業、暴力団準構成員

（3）総会屋等

（4）社会運動標ぼうゴロ

（5）政治活動標ぼうゴロ

（6）特殊知能暴力集団等

（7）その他前号に準ずる団体又は個人

3.加入者等が第2項に掲げる反社会的勢力に該当する事実が認められた場合には、催告なく、この契約を解除します。

4.本約款を紛失等されたときには、加入者からその旨の申し出があれば、速やかに再交付します。

なお、再交付の手数料として1通につき550円（税込）を申し受けます。

第4条（名義変更）

1.加入者の申し出による名義変更

加入者の申し出による名義変更（利用権、解約返戻金請求権を含みます。）については、あらかじめ当社の承諾を得て譲渡することができます。手続きの際には、加入者証及び加入者、譲受人双方の印鑑が必要です。

なお、この変更が加入者の意思によることを確認するため、加入者の本人確認書類が必要となる場合があります。この場合、名義変更手数料として550円（税込）を申し受けます。

2.相続による名義変更

相続による名義変更については、加入者証及び相続人を確認するための書類（戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書及びその他相続人全員の同意書など）をご提出いただくとともに、相続発生の事実を確認するための書類（除籍謄本、戸籍謄本）をご提示いただくことにより可能です。この場合、名義変更手数料として550円（税込）を申し受けます。

なお、相続人が解約を申し入れる場合も、事前に名義変更手続きを行っていただく必要があります。

第5条（加入者証の発行）

当社は、第3条の加入申込書により所定の手続きを行い、速やかに当社の加入者であることを証する「加入者証」を加入申込者にお渡しします。加入者証は、役務サービス等の提供を受ける際に必要ですので、それまで大切に保管してください。

なお、所定の手続き終了時において第3条の予約金は、月掛金に充当します。

第6条（加入者証の再発行）

加入者証を紛失されたときは、加入者からその旨の届出があれば再発行します。手続きには印鑑が必要です。この場合、旧加入者証は無効となります。

なお、再発行の手数料として一通につき550円（税込）を申し受けます。

第7条（住所変更等の届出）

1.加入者が、住所、その他連絡先を変更された場合には速やかに当社まで届出てください。

なお、この届出を怠った場合には、当社が知った最終の住所又は居所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過したときに加入者に到達したものとみなします。また、連絡先等が変更となり当社に届出がない場合には、役務サービス等の提供が受けられない場合もありますのでご注意ください。

2.契約金額を完納されている105歳以上の加入者が第1項に定める住所変更等の届出を怠ったために当社からの連絡が不能となっている場合、当社より「契約失効予告通知書」を送付し、到達後60日経過後に契約を失効させる場合がありますのでご注意ください。

第8条（領収書の発行）

月掛金のお支払いの都度、当社は所定の領収書を発行します。但し、銀行振込又は郵便振替の場合には、その受領書を以て、また、銀行口座引落の場合は、通帳への記載を以て領収書に換えさせていただきます。

第9条（契約金額、月掛金の額、支払方法等）

契約金額、月掛金の額、月掛金の回数及び期間、支払方法、支払時期は、次のとおりとします。

コース	契約金額	月掛金の金額	月掛金の回数及び期間	支払い方法	支払時期
⑫コース	120,000円	毎月2,000円	60回60ケ月	口座振替	毎月指定期日
⑱コース	180,000円	毎月3,000円	60回60ケ月	口座振替	毎月指定期日
⑳コース	240,000円	毎月2,000円	120回120ケ月	口座振替	毎月指定期日
㉕コース	300,000円	毎月2,500円	120回120ケ月	口座振替	毎月指定期日
㊿コース	600,000円	毎月5,000円	120回120ケ月	口座振替	毎月指定期日

※但し、施行時に消費税相当額をお預かりいたします。
消費税相当額を含む支払総額は、⑫コース132,000円、⑱コース198,000円
⑳コース264,000円、㉕コース330,000円、㊿コース660,000円となります。

第10条（役務サービス等の内容）

契約金額に対し、当社が提供する役務サービス等の内容は、別記（①・②・③）のとおりです。いずれか一回に限り提供します。

第11条（役務サービス等の提供）

1.加入者がこの契約に基づく契約が成立した日から180日が経過し、かつ月掛金を6ヶ月以上払い込んだ以後においては、当社は、加入者から請求があり次第、打ち合せにより取り決めた日にこの契約に従って、役務サービス等の提供をします。利用権は、加入者の承諾により、あらかじめ登録されている同居の家族内で利用できます。

なお、登録された家族のご利用に際しては、加入者からの請求が必要となります。

2.加入者が役務サービス等の提供を請求する場合、加入者証をご提出いただきます。その際本人確認書類のご提示をいただく場合があります。

また、お亡くなりになった加入者のための葬式にかかわる役務サービス等については、喪主又は喪主に準ずる方からの加入者証のご提出があった場合に、提供します。この場合、加入者からの請求を受けて役務サービス等の提供を行ったものとみなします。

3.契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の給付ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から契約時の品目と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。

第12条（早期利用費）

1.第11条の役務サービス等の提供の時期が契約成立の日から180日を経過していない場合は、別途早期利用費をいただきます。

2.早期利用費は、表のとおりです。

契約金額	早期利用費
120,000円	16,500円（税込）
180,000円	27,500円（税込）
240,000円	33,000円（税込）
300,000円	38,500円（税込）
600,000円	44,000円（税込）

第13条（契約以外の役務サービス等の提供及び費用の決定時期）

加入者が、都合により「加入されたコースの役務内容の対象となっていない役務サービス等の提供又はこの契約の対象となっていてもグレードの高い内容の役務サービス等の提供」又は「加入されたコースよりランクが上のコースの役務サービス等の提供」を希望されることにより、契約金額以外に費用が発生する場合には、当社はその費用の決定について、役務サービス等の提供に先立ちあらかじめ必要な内容を説明し、加入者に了解を得ることとします。

但し、その費用については、加入者にご負担していただきます。

第14条（完納前の役務提供における月掛金の取扱い）

加入者が、月掛金の完納前にこの約款に定める役務サービス等の提供を受けられた場合の月掛金の残額は、一括してお支払いいただきます。

第15条（月掛金終了後の取扱い）

当社は、加入者が月掛金の支払いを終了した場合には、書面により終了したことを通知いたします。

なお、月掛金の支払終了後も、この契約に定める役務サービス等の提供を受けるまで、利用する権利は保存されます。

第16条（営業保証金等の前受金保全措置）

当社は、割賦販売法により毎年3月31日及び9月30日基準日までに加入者からお預かりした月掛金残高の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じる事が義務付けられており、次の機関と営業保証金及び前受業務保証金の供託並びに前受業務保証金の供託委託契約を締結し保全をしています。

●営業保証金及び前受業務保証金供託先／
・福岡法務局久留米支局
［所在地］久留米市城南町21番地５

●前受業務保証金供託委託契約受託者／
・筑邦銀行本店
［所在地］久留米市諏訪野町2456番地の1

但し、上記の機関については、当社の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しましては、当社の相談窓口に直接お問い合わせください。

第17条(加入者の権利保護)
　当社が、割賦販売法第27条(前受金保全措置を講じなかったとき、契約締結の禁止命令を受けたとき、許可を取消されたとき、営業を廃止したとき、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあったとき、支払いを停止したとき)に該当することとなった場合は、月掛金残高について第16条による営業保証金及び前受業務保証金から弁済を受けることもできます。

第18条(移籍)
　加入者(10ヶ月以上払込みの未利用者)が当社の営業地域外に転居された場合、その転居地を営業区域とする他の互助会が存在し、かつ、その互助会が移籍加入を引き受ける場合に限り、加入者の希望により、移籍の手続きをします。
　但し、移籍後は、移籍先互助会の現行約款に従っていただくこととなります。
　なお、当社が提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。

第19条(契約の解除)
1.加入者の都合により、月掛金の支払いを中断する場合は、中断してから5年を経過するとこの契約を解除することがあります。
(1)中断してから5年を経過後、当社が20日以上の期間を定めてその支払いを書面で催告してもなお支払いが無いときは、当該期間満了日の翌日をもってこの契約を解除します。
　また、加入者が第3条第2項に掲げる反社会的勢力に該当する事実が認められた場合には、催告なくこの契約を解除します。

(2)(1)により、契約を解除した場合、当社は解約返戻金の振込口座を確認の上、月掛金残高から所定の手数料を差し引いた第4項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、確認が取れた口座に契約解除の日から45日以内に振り込みます。口座の確認に際しご回答が無い等で、口座の確認が取れない場合には、解約返戻金は当社にて預かります。

(3)加入者の解約返戻金を請求する権利は、契約の解除から5年間請求がない場合には消滅します。

2.この契約は、加入者の申し出により解約することができます。解約とは、契約期間中の契約解除をいい、解約の申し出があった日とは、第3項の書類の提出があった日を言います。
　この場合当社は、月掛金残高から所定の手数料を差引いた第4項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、解約申し出のあった日から45日以内に、原則として加入者本人の口座に振込みます。

3.解約手続きは、ご本人確認のため、原則として当社の本部又は佐賀支部で行います。
(1)必要書類は、自署による解約申込書、加入者証、また原則として本人の印鑑(加入申込書に押印した印鑑)又は月掛金の引落口座の印鑑が必要です。
(2)本人の確認として、原則として次の物の内、いずれか一つが必要です。
[運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、パスポート等]
(3)加入者本人以外(ご家族・代理人)による解約の申し出及び取立委任については、確認のために委任状、加入者本人の印鑑証明書及び必要書類を提出していただく場合があります。
(4)加入者本人の死亡に伴う相続人からの解約申し入れの場合は、第4条第2項により、事前に名義変更を行っていただく必要があります。

4.解約返戻金は下記の表の金額となります。

[返戻金表]

120,000円コース(2,000円×60回)

支払回数	1～4回	5回	6回	7回目以降	60回
返戻金	0円	739円	2,616円	以下1回ますごとに1,877円加算	103,974円

180,000円コース(3,000円×60回)

支払回数	1～4回	5回	6回	7回目以降	60回
返戻金	0円	1,562円	4,406円	以下1回ますごとに2,844円加算	157,983円

240,000円コース(2,000円×120回)

支払回数	1～7回	8回	9回目以降	120回
返戻金	0円	599円	以下1回ますごとに1,928円加算	216,517円

300,000円コース(2,500円×120回)

支払回数	1～7回	8回	9回目以降	120回
返戻金	0円	463円	以下1回ますごとに2,412円加算	270,589円

600,000円コース(5,000円×120回)

支払回数	1～5回	6回	7回目以降	120回
返戻金	0円	6,350円	以下1回ますごとに4,750円加算	547,850円

　月掛金残高とは、加入されたコースの月掛金として実際に支払った金額の合計金額です。
　なお、生活保護法に基づく生活保護を受けられることとなった場合の解約については、証明書が必要となります。この場合、月掛金残高全額を加入者本人に直接お返しします。

第20条(損害賠償等の額)
　加入者は、互助会事業の廃止等当社の責に帰すべき事由により、契約の目的を達成することができなくなったときは、この契約を解約することができます。
　この場合、当社は加入者の月掛金残高に法定利率を乗じた金額を加え、遅滞なく加入者に金銭でお支払いします。

第21条(営業地域)
　当社が役務サービス等の提供を行う地域は、次の地域とします。

〈福岡県〉久留米市、福岡市、筑紫野市、太宰府市、春日市、大野城市、小郡市、大川市、筑後市、柳川市、八女市、朝倉市、うきは市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡、粕屋郡、筑紫郡
〈佐賀県〉佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、神埼市、小城市、神埼郡、三養基郡、藤津郡、杵島郡

第22条(お問い合わせのご相談窓口)
　この契約についてのお問い合せ等は、次の場所で行っています。

(株)平安閣エヌピーオー互助会
本部 お客様ご利用サービス係
住所 久留米市螢川町10番地1　電話 0942-34-5183

第23条(個人情報の取得、利用に関すること)
　当社は、本約款に基づく互助会契約に係る施行、月掛金の受領・管理、宣伝印刷物及び契約内容に関するご案内の送付等営業案内、冠婚及び葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報(加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振替口座・加入者の月掛金残高・年令・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等)を得て取得、利用します。
　また、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定を行います。

第24条(第三者提供に関すること)
1.当社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。但し、次の場合は除きます。
(1)法令に基づく場合
(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
(4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2.なお、次の場合において、個人情報の提供を受ける者は、個人情報の提供にあたりあらかじめ、本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。
(1)業務委託に伴う個人情報の委託(第23条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る)
(2)合併等による事業の継承に伴う個人情報の提供(合併等後も合併等する前の利用目的の範囲内の利用に限る)
(3)個人情報を共同利用する場合(共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る)

第25条(宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関すること)
　加入者は、宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出をすることができます。停止のお申し出は、第27条に記載の(個人情報に関する問い合わせ)先までご連絡ください。

第26条(個人情報の開示・訂正・削除に関すること)
　加入者は、当社に対して加入者自身の個人情報を開示するよう請求ができ、開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。
　開示・訂正・削除のお申し出は、第27条に記載の(個人情報に関する問い合わせ)先までご連絡ください。

第27条(個人情報に関する問い合わせ)
　宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の加入者の個人情報に関するお問い合わせは、下記の当社本部までお願いします。

(株)平安閣エヌピーオー互助会
本部 お客様ご利用サービス係
〒830-0015 久留米市螢川町10番地1
電話 0942-34-5183

＜クーリング・オフについて＞
1.訪問販売で互助会の加入申込みをされた場合、又は契約をされた場合、本書面を受けとられた日を含む8日間を経過するまでは、書面(ハガキ、封書)により無条件で加入申込みの撤回又は、契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は当該書面を当社の「お問い合わせのご相談窓口」(第22条参照)あてに発信した日(郵便消印日付など)から発生します。
　なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は、加入者の負担となります。
2.クーリング・オフを行った場合
①クーリング・オフに伴う損害賠償及び違約金の支払いを請求されることは有りません。
②すでに予約金等をお支払いいただいている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。
この場合、返還に要する費用は当社が負担します。
③互助会契約に基づきすでに役務サービス等の提供を受けた場合当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払い義務はありません。但し、訪問販売以外の方法により、互助会契約に規定されていない役務サービス、並びに規定役務サービスよりもグレードの高い内容や加入されたコースよりランクが上の役務サービス提供を受けた後に解約された場合は当該追加・新契約部分はクーリング・オフの対象とならず、金銭の支払い義務があります。
3.なお、ご葬儀の施行に係る役務サービス等の提供を受けた場合特定商取引に関する法律第26条第4項第2号(特定商取引に関する法律施行令第6条の3第4号)によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承ください。
4.上記のクーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は当社から交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面をお客様が受取られた日を含む8日間を経過するまでは書面によりクーリング・オフを行う事ができます。

婚礼プラン一覧 別記①

セリエンスプラン（女性婚礼）		60万円		30万円	24万円	18万円	12万円
○印…プラン内容　△印…割引　×印…有料		衣裳充実プラン	前撮りプラン	ドリームプラン	エレガンスプラン	——	——
1	衣裳／花嫁衣裳4点（打掛・ドレス）美容着付一式　お色直し着付3回	○	×	×	×	×	×
2	当日：ドレス2点・美容着付・ブーケ1本（生花） 前撮：和装2点・ドレス2点・前撮着付料・写真2ポーズ	×	○	×	×	×	×
3	衣裳／花嫁衣裳3点（打掛・ドレス）美容着付一式　お色直し着付2回	×	×	○	○	×	×
4	衣裳／花嫁衣裳2 点（白無垢又は色打掛、 ウェディングドレス又はカクテルドレス）	×	×	×	×	○	×
5	衣裳／花嫁衣裳1点（白無垢又はウェディングドレス）	×	×	×	×	×	○
6	白無垢又は色打掛用肌着（長襦袢、裾除け、足袋）	×	×	×	×	×	×
7	美容着付／カツラ・カンザシ・結髪・メイク・ヘア	○	○	○	○	×	×
8	付属品／打掛の付属品（掛下、掛下帯、長襦袢、箱迫セット、草履、帯板） ドレスの付属品／（ネックレス、イヤリング、造花ブーケ、パニエ、 手袋、靴、ストッキング）	○	○	○	○	○	○
9	ドレスインナー	×	×	×	×	×	×
10	フェイシャル&デコルテ3回、ハンドエステ3回、眉カット1回 顔そり（顔・衿・肩・背中）1回	○	○	○	×	×	×
11	ネイルアート	○	○	×	×	×	×
12	美容室使用料／指定式場のみ	○	○	○	○	○	○
13	控室使用料（創世利用者のみ）	○	○	○	○	○	○
14	花嫁介添（創世利用者のみ）	○	○	○	○	○	○
15	中振袖、留袖の着付け料	×	×	×	×	×	×
16	時間外割増料	×	×	×	×	×	×
17	他社への衣裳持込料	×	×	×	×	×	×
18	衣裳配達料（施行区域内）	○	○	○	○	○	○
19	参列者用式服／ 20％割引あり	△	△	△	△	△	△

セリエンスプラン（男性婚礼）		30万円	24万円	18万円	12万円
○印…プラン内容　△印…割引　×印…有料		男性婚礼プラン	男性婚礼プラン	男性婚礼プラン	男性婚礼プラン
1	衣裳／紋服（紋付、羽織、袴、草履、扇子、足袋）	○	○	○	○
2	お色直し／タキシード（ワイシャツ、タイ、手袋、サスペンダー、靴、靴下、カフスボタン）	○	○	○	×
3	挙式費用／指定式場における神前式・挙式費用	○	○	○	○
4	記念写真／カラー台紙付　4ポーズ8枚（6ツ切判）	○	○	×	×
5	記念写真／カラー台紙付　3ポーズ6枚（6ツ切判）	×	×	○	×
6	記念写真／カラー台紙付　2ポーズ4枚（6ツ切判）	×	×	×	○
7	結納セット／ 50,000円相当（指定店）	○	○	×	×
8	結婚指輪／ 50,000円相当（指定店）	○	×	×	×
9	結婚指輪／ 30,000円相当（指定店）	×	○	×	×
10	お父様用衣裳1着、お母様用衣裳1着	○	○	×	×
11	案内状100部／招待状・返信ハガキ	○	○	×	×
12	司会料（創世利用者のみ）	○	○	×	×
13	音響照明（創世利用者のみ）	○	○	×	×
14	披露宴会場使用料（創世利用者のみ）	○	○	○	○
15	控室使用料（創世利用者のみ）	○	○	○	○
16	キャンドルサービス料（創世利用者のみ）	○	○	×	×
17	ケーキ入刀料／（創世利用者のみ）	○	○	×	×
18	婚礼料理／ 75,000円相当（創世利用者のみ）	×	×	○	×
19	婚礼料理／ 50,000円相当（創世利用者のみ）	×	×	×	○
20	飲物／酒・ビール会員割引（創世利用者のみ）	△	△	×	×
21	参列者用衣裳／ 20％割引あり	△	△	△	△
22	引出物／当社指定デパート10％割引あり	△	△	△	△
23	新婚旅行／国内・海外のご相談承ります	△	△	△	△

挙式プラン		24万円
○印…プラン内容　×印…有料		キリスト教式プラン
1	挙式費用/創世　チャペル	○
2	新郎/洋装　タキシード（着付け料含む）	○
3	新婦/洋装　ウエディングドレス（着付け料、ヘアメイク含む）	○
4	写真1ポーズ	○

セリエンスプラン（フォトプラン） ○印‥‥プラン内容　×印‥‥有料		30万円	24万円
1	新郎/和装1点・洋装1点または洋装2点（着付料含む） 新婦/和装1点・洋装1点または洋装2点（着付料・ヘアーメイク含む） ※一部ブランド含む　写真4ポーズ	○	×
2	新郎/和装1点・洋装1点または洋装2点（着付料含む） 新婦/和装1点・洋装1点または洋装2点（着付料・ヘアーメイク含む） 写真3ポーズ	×	○

葬礼プラン一覧 別記②

	セリエンスプラン（葬礼）	60万円	30万円	24万円	18万円	12万円
	○印‥‥プラン内容　×印‥‥有料	あったかプラン	やすらぎプラン	まごころプラン	——	——
1	葬儀に関する方法・日程・時間・その他必要な手順	○	○	○	○	○
2	祭壇／生花装飾白木祭壇（祭壇寸法／幅5m40cm 高さ3m15cm）	○	×	×	×	×
3	祭壇／白木祭壇（祭壇寸法／幅5m60cm 高さ3m15cm）	×	○	×	×	×
4	祭壇／白木祭壇（祭壇寸法／幅5m60cm 高さ3m15cm）	×	×	○	×	×
5	祭壇／三段白木祭壇（祭壇寸法／幅1m80cm 高さ2m）アレンジ花2 対	×	×	×	○	×
6	祭壇／三段白木祭壇（祭壇寸法／幅1m80cm 高さ2m）アレンジ花1 対	×	×	×	×	○
7	棺／窓付布巻六角棺および棺廻り品（内張、敷布団、仏衣、念珠、枕）	○	×	×	×	○
8	棺／窓付小紋張布巻棺および棺廻り品（内張、敷布団、仏衣、念珠、枕）	×	○	×	×	×
9	棺／窓付白木棺および棺廻り品（内張、敷布団、仏衣、念珠、枕）	×	×	○	×	×
10	棺／窓付金布巻六角棺および棺廻り品（内張、敷布団、仏衣、念珠、枕）	×	×	×	○	×
11	亡くなられた方の旅装／経帷子、頭巾（三角布）、手甲、脚絆、足袋	○	○	○	○	○
12	葬具品／骨箱、骨壷、位牌、骨上げ箸、火葬場ローソク、線香、御通夜用ローソク、抹香、風呂敷	○	○	○	○	○
13	ドライアイス（1日分）	○	○	○	×	×
14	遺影写真引き伸ばし／白黒四ツ切、上額縁、リボン付	○	×	×	×	×
15	遺影写真引き伸ばし／白黒四ツ切、額縁、リボン付	×	○	○	×	×
16	霊柩車走行料金を10,000円負担	○	○	○	×	×
17	台付き蓮ローソク（一対）	○	○	○	×	×
18	供物、果物	○	×	×	×	×
19	無臭脱臭パック	○	×	×	×	×
20	幕類一式／玄関幕、白黒幕、二重ベール幕、水引幕、天井雲幕、祭壇後幕の貸出し飾り付け	○	○	○	○	○
21	受付設備／受付テーブル、受付幕、椅子、受付後幕	○	○	○	○	○
22	受付テント（自宅葬）	○	○	○	○	○
23	門標、門標台、日時灯	○	○	○	○	○
24	看板、立札類一式	○	○	○	○	○
25	夜間足元灯照明	○	○	○	○	○
26	自宅で葬儀ができない場合の式場紹介	○	○	○	○	○
27	役所の手続／死亡届、火葬許可証	○	○	○	○	○
28	葬儀並びに告別式の司会進行、音響設備一式	○	○	○	○	○
29	焼香用具／焼香台、クロス、香炉、抹香、炭	○	○	○	○	○
30	葬儀・法要に関する一切のご相談	○	○	○	○	○
31	葬儀の形式／作法の説明（仏式、神式、キリスト教式、その他）	○	○	○	○	○
32	仏壇、仏具、墓石等購入のご相談	○	○	○	○	○
33	指定葬祭会館の使用料	×	×	×	×	×

消費税についての取扱い

この契約に係る消費税は、10％で表示しています。
（1）消費税は、役務をご利用された時（施行時）にお預かりします。
（2）手数料、早期利用費等が発生した場合は、その発生時にその時の消費税率でお預かりします。
なお、消費税率の変更など本取り扱いと法令とが異なることとなった場合には、法令が本取り扱いに優先して適用されますので了承ください。

通過儀式プラン 一覧 別記③

	セリエンスプラン（女性成人式振袖）	30万円	24万円	18万円	12万円
	○印‥‥プラン内容　×印‥‥有料	女性成人式振袖	女性成人式振袖	女性成人式振袖	女性成人式振袖
1	衣裳／振袖＋19ポイント（1ポイント1万円相当） もしくは当該コース指定振袖＋13ポイント（1ポイント1万円相当）	○	×	×	×
2	衣裳／振袖＋12ポイント（1ポイント1万円相当） もしくは当該コース指定振袖＋6ポイント（1ポイント1万円相当）	×	○	×	×
5	衣裳／当該コース指定振袖	×	×	○	○
6	美容着付／着付け、ヘアーセット	○	○	○	○
7	付属品／長襦袢、伊達衿、袋帯、帯揚、帯〆、草履、バッグ	○	○	○	○
8	小物類／帯枕、前板、後板、伊達締め、衿芯、三重仮紐、腰紐	○	○	○	○
9	肌襦袢、裾除け、足袋	×	×	×	×
10	メイク	×	×	×	×

［女性成人式振袖ポイント一覧］

	ポイント内容	ポイント
1	ネイル／ショール／髪飾り	各1ポイント
2	当日着付け（メイク付）／胡蝶蘭	各2ポイント
3	パールネックレスA／写真3ポーズ	各3ポイント
4	パールネックレスB	5ポイント
5	アルバム6ページ	6ポイント
6	食事券（創世レストラン）	1〜10ポイント

	セリエンスプラン（初盆）	30万円	24万円	18万円	12万円
	○印‥‥プラン内容　×印‥‥有料	初盆	初盆	初盆	初盆
1	3段飾りローズ祭壇6尺　生花2対	○	×	×	×
2	3段飾りローズ祭壇6尺　生花1.5対	×	○	×	×
3	3段飾り祭壇5尺　生花1.5対	×	×	○	×
4	3段飾り祭壇2尺　生花1対	×	×	×	○
5	幕一式、らくがん1対、砂糖菓子1対、内敷、 ローソク1対、こも1ケ、麻殻1袋、金蓮1対	○	○	○	○
6	キャビネ写真付き	○	○	×	×
7	12号大内提灯　本金蒔絵　2重張り　絹　絵付き　1対 9号住吉提灯　本金蒔絵　2重張り　絹　絵付き　1対 門提灯　特3丸　本金蒔絵　2重張り　絹　無地　1個 提灯台　焼杉（大）　195cm　1台	○	×	×	×
8	12号大内提灯　桜　2重張り　絹　絵付き　1対 9号住吉提灯　桜　2重張り　絹　絵付き　1対 門提灯　特3丸　桜　2重張り　絹　無地　1個	×	○	○	×
9	11号大内提灯　桜　2重張り　絹　絵付き　1対 8号住吉提灯　桜　2重張り　絹　絵付き　1対	×	×	×	○

提携式場の御案内

24時間365日、対応しております。



福岡 草苑
福岡市中央区平和3丁目1番5号
TEL.092-526-5656



久留米 草苑
久留米市野中町865
TEL.0942-33-7401



北佐賀 草苑
佐賀市兵庫町藤木1115
TEL.0952-30-4040



春日 草苑
春日市日の出町5丁目21番地
TEL.092-588-0001



姪浜 草苑
福岡市西区姪浜駅南1丁目4-27
TEL.092-894-6622



美しが丘 草苑
筑紫野市美しが丘北3丁目12-4
TEL.092-919-0880



小郡 草苑
小郡市小郡609-9
TEL.0942-72-3482



北野 草苑
久留米市北野町中704-1
TEL.0942-23-1080



吉井 草苑
うきは市吉井町吉井256-3
TEL.0943-75-3579



善導寺 草苑
久留米市善導寺町与田265-5
TEL.0942-23-5123



花畑 草苑
久留米市花畑2丁目22-9
TEL.0942-38-1174



御井 草苑
久留米市御井町1756-1
TEL.0942-27-9061



荒木 草苑
久留米市荒木町白口17-1
TEL.0942-26-1611



三潴 草苑
久留米市三潴町玉満4102-1
TEL.0942-64-3029



大川中央 草苑
大川市中八院1265-7
TEL.0944-89-5030



大川榎津 草苑
大川市榎津325-16
TEL.0944-86-3304



鳥栖 草苑
鳥栖市古賀町351-1
TEL.0942-82-6430



南佐賀 草苑
佐賀市本庄町本庄951-10
TEL.0952-25-1255



佐賀大和 草苑
佐賀市大和町尼寺722-1
TEL.0952-64-8448



神埼 草苑
神埼市神埼町鶴3638-3
TEL.0952-53-2334

ホテル マリターレ 創世 久留米

3つの挙式と7つのパーティ会場

四季を感じる情緒豊かな日本庭園と3つの挙式や緑溢れるガーデンを囲む7つの会場から選べます。40年前から儀式を大切にしながら心に残るような新しいスタイルを提案しています。

〒830-0003 久留米市東櫛原町900
0120-25-8817　TEL0942-35-3511





ホテル マリターレ 創世 佐賀

お二人らしく、選べるウェディング

イギリス直輸入のモーガンでのご登場やローズガーデンでの人前式、ヨーロッパの上質な挙式＆披露宴を叶える独立型邸宅の西館と、本物の感動をめざす東館よりセレモニーを演出いたします。

〒840-0804 佐賀県佐賀市神野東2丁目5-15
0120-38-8817　TEL0952-33-5511





地域に根ざしたネットワーク紹介

互助会、婚礼、葬礼とそれぞれの事業所のネットワーク体制できめ細かくカバーし、地域に根ざしたサービスを提供しています。今後も、お客様とそのご家族の幸せを第一に、細かな気配りとネットワークで皆様の人生を全力でサポートいたします。

